

志摩市地方創生審議会の役割について

1. 審議会の役割

- ・ 志摩市地方創生審議会は、志摩市地方創生審議会条例（平成 27 年 12 月 24 日条例第 24 号）に基づいて、市の地方創生に関し必要な事項を審議するために設置。
- ・ 市の地方創生に関し必要な事項とは、具体的には下記の 3 点に関する事項。
 - 1) 志摩市人口ビジョンに関すること
 - 2) 志摩市創生総合戦略に関すること
 - 3) 志摩市創生総合戦略に記載された具体的な施策に関すること
- ・ 各事項について、策定されている計画の内容変更などの計画の改訂に際してご意見を頂くほか、委員各位から内容に関するご提案をいただく場として、審議会を設置。

2. 審議会の構成

- ・ 志摩市地方創生審議会の構成員は 18 名（別表のとおり）。
- ・ 「産官学金労言士」及び「地」の多様な主体から委員を委嘱。
- ・ 委嘱期間は 1 年間。

3. 審議会の開催スケジュール

- ・ 年 2 ～ 3 回程度、開催を予定。
- ・ 次回は 3 月頃、開催予定。

(別表)

志摩市地方創生審議会委員名簿（平成30年度）

分野		氏名	所属等	
産	一次産業	農業	牧谷 拓	農業
		漁業	田邊 善郎	三重外湾漁協
	三次産業		柴原 行正	志摩スポーツコミッション
			大西 晶	志摩地中海村
官	環境省	内田 清隆	志摩自然保護官事務所	
学	大学	岩崎 恭彦	三重大学	
	大学	齋藤 平	皇學館大学	
	校長会	舟戸 由美	浜島小学校	
金	銀行	畑野 悦哉	百五銀行 鵜方支店	
	銀行	清水 久史	第三銀行 ソリューション営業部	
	銀行	尾間 正美	三重銀行 鵜方支店	
労	厚生労働省	米澤 尚之	伊勢公共職業安定所	
言	ケーブルテレビ	東川 清加	松阪ケーブルテレビ	
士	弁護士	岩崎 かほり	楠井法律事務所	
地	市自連	橋本 征郎	的矢区	
	公募	長濱 彰則		
	公募	井上 摩紀		
	公募	濱口 朝洋		

産…民間事業者、官…行政機関、学…教育機関、金…金融機関、労…労働団体等、言…報道機関
士…士業、地…地域